

中央社会保険医療協議会議事規則の改正について（案）

現 行	改正案
<p><u>（記録）</u> 第13条 協議会の議事については、 <u>記録を残しておかなければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p><u>（会議の公開）</u> 第12条の2 協議会の会議は公開と する。ただし、会長は、公開するこ とにより公平かつ中立な審議に著し い支障を及ぼすおそれがあると認め るときその他正当な理由があると認 めるときは、会議を非公開とするこ とができる。 2 会長は、会議における秩序の維持 のため、傍聴人の退場を命ずるなど 必要な措置をとることができる。</p> <p><u>（議事録）</u> 第13条 協議会における議事は、次 の事項を含め、議事録に記載するも のとする。 一 会議の日時及び場所 二 出席した委員及び専門委員の氏 名 三 議事となった事項 2 議事録は公開とする。ただし、会 長は、公開することにより公平かつ 中立な審議に著しい支障を及ぼすお それがあると認めるときその他正当 な理由があると認めるときは、議事 録の全部又は一部を非公開とするこ とができる。 3 前項の規定により議事録の全部又 は一部を非公開とする場合には、会 長は、非公開とした部分について議 事要旨を作成し、これを公開するも のとする。</p>

附 則（協議会の議事に係る記録関係の一部施行）

この規則は、平成16年10月27日から施行する。

（参考1） 「中央社会保険医療協議会の在り方の見直しについて」

（平成16年10月27日中央社会保険医療協議会全員懇談会了解） 抄

（国民への分かりやすい説明について）

- 現在、中医協における審議は、総会、各部会及び各小委員会ともすべて公開で行われているが、その議事録については、概要を厚生労働省ホームページで公開するのみであり、必ずしも公開が徹底しているとは言えない。
- ついては、中央社会保険医療協議会議事規則の改正を行い、今後は、議事録について、事前に各委員の了解を得た上で、厚生労働省ホームページで公開することとする。

（参考2）

- 厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）

（議事録）

第六条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

○ 社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）

（議事録）

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。